

社会福祉法人高橋福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人高橋福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 該当なし
- (2) 賞与 該当なし
- (3) 退職慰労金 該当なし

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人又は施設運営のための業務にあたった都度、1日を単位として支給する。

3 前項にかかわらず、理事長及び業務執行理事の日常業務については、別表第4に定める額に業務にあたった日数を乗じた額を当該年度末に1回支給することができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規則に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成元年4月1日より適用する。

この規程は、平成4年3月19日一部改正し、平成4年4月1日より適用する。

この規程は、平成 7 年 3 月 24 日一部改正し、平成 7 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 16 年 5 月 28 日一部改正し、平成 16 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 18 年 3 月 24 日一部改正し、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 18 年 12 月 6 日一部改正し、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 29 年 2 月 24 日大幅改正し、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 11 日に評議員会承認を受けて、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 17 日に評議員会承認を受けて、平成 30 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	無報酬
常務理事	無報酬
理事	無報酬

別表第2（常勤の理事の賞与）

6月の賞与	無報酬
12月の賞与	無報酬

別表第3（常勤の理事の退職金算定式）

無報酬

別表第4（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	日額
理事会等会議への出席	6,680円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,680円

（2）監事

	日額
監事監査等への出席	6,680円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,680円

別表第5（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	6,680円

（注記）

- ※1. 別表第4及び別表第5の報酬は、源泉徴収税額を含む額とする。
- ※2. 報酬支払時には源泉徴収税額を預かり納税するものとする。